

平成19年6月15日
東北農政局

平成18年産米穀の特別調査の実施結果について

「平成18年産米穀の特別調査」として、平成19年1月から、一般消費者に袋詰玄米又は袋詰精米(以下「米穀」という。)を販売する事業者(店舗等を含む。以下「小売業者」という。)及び小売業者に米穀を販売する事業者(以下「卸売業者」という。)を対象に、米穀の表示状況調査及び帳簿等による表示根拠の確認調査を実施するとともに、平成18年産の銘柄米(検査証明を受け、産地、品種及び産年が同一である原料玄米を用いた米穀。以下同じ。)についてDNA分析を活用した品種判別調査を実施しました。

今般、標記特別調査の結果及び調査により確認した不適正表示等に対する措置の状況を、次のとおり取りまとめました。

(ポイント)

1 表示状況調査及び表示根拠の確認調査を実施した結果

- (1) 296店舗で販売されていた2,877点の商品について調査を行った結果、96点の商品(3.3%)に、不適正な表示が認められました。
- (2) 不適正な表示が認められた商品及び表示内容に疑義が認められた商品については、当該商品に表示された販売業者に対し、不適正な表示の原因や事実確認のための調査を行いました。

2 DNA分析を活用した品種判別調査を実施した結果

- (1) 39業者の39商品について調査を行った結果、2商品(5.1%)に、表示と異なる品種の混入の疑義が認められました。
- (2) 表示と異なる品種の混入の疑義が認められた商品については、当該商品に表示された販売業者に対し、混入の原因や事実確認のための調査を実施しました。

3 不適正表示をした販売者への対応

調査の結果、26業者に対し指導等(単純な表示欠落に対する措置を除く。)を行いました。

問い合わせ先：東北農政局 消費・安全部

表示・規格課

担当者：鈴木、佐々木、佐沢

連絡先：022-263-1111(代表)

(内線4324、4420)

1 調査の実施概要

表示状況調査の実施概要

東北各地の222の小売業者及び74の卸売業者（計296店舗）の店頭において、それぞれ2,186点及び691点（計2,877点）の商品を対象に、米穀の表示状況について調査を実施しました。

（表1）表示状況調査の実施状況

	小 売 業 者			卸売業者	計
	量販店	小売店	小 計		
調 査 店 舗 数	146	76	222	74	296
うち玄米	72	15	87	10	97
調 査 商 品 数	1,651	535	2,186	691	2,877
うち玄米	134	28	162	25	187

注1 量 販 店：米穀の品質表示に責任を有しない小売業者

注2 小 売 店：米穀の品質表示に責任を有する小売業者

注3 卸 売 業 者：米穀の品質表示に責任を有する小売以外の販売業者

表示根拠調査の実施概要

米穀の小売業者及び卸売業者のうちJAS法に基づき表示に対する責任を有するもの（以下「販売業者」という。）に対し、表示根拠調査（帳簿等による表示と内容の一致状況及び表示根拠の確認調査をいう。以下同じ。）を実施しました。

表示根拠調査は、全国の各地方農政事務所（地方農政局本局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が、管内における品種別の流通状況等を勘案して選定した品種及び各都道府県において調査が必要と判断した品種とし、主に平成18年産を対象としています。

DNA分析を活用した品種判別調査の実施概要

小売業者の店頭において販売されている平成18年産の銘柄米のうち、管内農政事務所の職員が買い上げた39業者の39点（うち玄米7点）の商品について、DNA分析を活用した品種判別調査を実施しました。

2 調査の結果概要

表示状況調査の結果概要

小売業者については、222店舗の2,186点の商品のうち、20店舗（9.0%）の86点の商品（3.9%）に、不適正な表示を確認しました。

このうち玄米については、87店舗の162点の商品のうち、6店舗（6.9%）の18点の商品（11.1%）に、不適正な表示を確認しました。

卸売業者については、74店舗の691点の商品のうち、6店舗（8.1%）の10点の商品（1.4%）に、不適正な表示を確認しました。

このうち玄米については、10店舗の25点の商品のうち、1店舗（10.0%）の1点の商品（4.0%）に、不適正な表示を確認しました。

全体としては、296業者の2,877点の商品のうち、26店舗（8.8%）の96点の商品（3.3%）に、不適正な表示を確認しました。

このうち玄米については、97店舗の187点の商品のうち、7店舗（7.2%）の19点の商品（10.2%）に、不適正な表示を確認しました。

確認された不適正表示には、表示すべき事項（原料玄米（産地、産年及び使用割合） 内容量、精米年月日及び販売業者（名称等、住所及び電話番号））の欠落がその太宗を占めており、次いで、表示の方法など販売業者が遵守すべき事項の不遵守、表示禁止事項の表示（原料玄米が生産された翌年の1月1日以降に製造された商品に「新米」との用語を表示など）がありました。

（表2）表示状況調査の実施結果

	小 売 業 者			卸売業者	計
	量販店	小売店	小 計		
調査店舗数	146	76	222	74	296
うち玄米	72	15	87	10	97
不適正表示の商品を確認した店舗数（割合）	13 (8.9%)	7 (9.2%)	20 (9.0%)	6 (8.1%)	26 (8.8%)
うち玄米	4	2	6	1	7
（割合）	(5.6%)	(13.3%)	(6.9%)	(10.0%)	(7.2%)
調査商品数	1,651	535	2,186	691	2,877
うち玄米	134	28	162	25	187
不適正表示の商品	52	34	86	10	96
（割合）	(3.1%)	(6.4%)	(3.9%)	(1.4%)	(3.3%)
うち玄米	12	6	18	1	19
（割合）	(9.0%)	(21.4%)	(11.1%)	(4.0%)	(10.2%)

（表3）表示欠落の状況

	商 品 数
精米年月日（調製年月日）の欠落	10商品（6商品）
産年の欠落	3商品（2商品）
使用割合の欠落	8商品（4商品）
産地の欠落	1商品（0商品）
住所の欠落	5商品（0商品）

注1 同一の商品に、複数の欠落が存在する場合がある。

注2 表中、（ ）内は玄米の数量で内数である。

表示根拠調査の結果概要

確認された主な不適正表示には、原料玄米に未検査米を用いているにもかかわらず「産地、品種及び産年」を表示していたもの、表示と異なる原材料を用いるなど、商品の表示と内容に齟齬が生じていたもの、などがありました。

未検査米とは、原料玄米に産地、品種及び年産の全部について証明（国内産にあっては、農産物検査法（昭和26年法律第144号）による証明、輸入品にあっては、輸出国の公的機関等による証明をいう。）を受けていない原料玄米をいう。

DNA分析を活用した品種判別調査の結果概要

DNA分析の結果、39点のうち2点（5.1%）に、表示と異なる品種混入の疑義が生じました。

このうち玄米の7点については、表示と異なる品種混入の疑義は認められませんでした。

疑義が生じた販売業者に対しては、販売業者が広域業者（1）の場合にあっては国が、都道府県域業者（2）の場合にあっては国と都道府県が連携して、混入原因の解明のため、帳簿や伝票等による仕入数量や製造数量、販売数量の一致状況及び原料玄米の確認などの調査を実施しました。

調査により確認された主な混入原因には、製造工程における製造ライン等の清掃の不徹底、ヒューマンエラーによる包装資材の取り違いなどがありました。

また、調査を実施したにもかかわらず、混入原因が不明となったものもあり、要因としては、原料玄米そのものにコンタミ等があった場合などが考えられます。

- 1 広域業者：店舗、工場等が複数の都道府県にまたがって展開している事業者であり、JAS法に基づく指示、立入検査等の権限は、国が有している。
- 2 都道府県域業者：店舗、工場等が一つの都道府県内のみを展開している事業者であり、JAS法に基づく指示、立入検査等の権限は、事業者が所在する都道府県が有している。

（表4）DNA分析を活用した品種判別調査の実施結果

品種区分	買上 点数等	判別結果		
		混入を認めず	混入の疑義	割合
コシヒカリ	8点(0点)	8点(0点)	0点(0点)	0.0%(0.0%)
ひとめぼれ	14点(3点)	13点(3点)	1点(0点)	7.1%(0.0%)
ササニシキ	1点(0点)	1点(0点)	0点(0点)	0.0%(0.0%)
あきたこまち	8点(2点)	7点(2点)	1点(0点)	12.5%(0.0%)
はえぬき	5点(1点)	5点(1点)	0点(0点)	0.0%(0.0%)
つがるロマン	3点(1点)	3点(1点)	0点(0点)	0.0%(0.0%)
計	39点(7点)	37点(7点)	2点(0点)	5.1%(0.0%)
販売業者数	39社(7社)	37社(7社)	2社(0社)	5.1%(0.0%)

注1 表中、（ ）内は玄米の数量で内数である。

(表5) 異品種混入の疑義に対する調査の実施結果

業 者 区 分	疑義が生じた 販売業者数 (商品数)	販売業者に原 因があるもの (商品数)	混入原因が不 明なもの (商品数)	継続調査中の もの (商品数)
広 域 業 者	0点(0点)	0点(0点)	0点(0点)	0点(0点)
都道府県域業者	2点(0点)	1点(0点)	1点(0点)	0点(0点)
合 計	2点(0点)	1点(0点)	1点(0点)	0点(0点)

注 表中、()内は玄米の数量で内数である。

3 不適正表示への対応状況

表示の欠落が判明し、直ちに改善する意思を示している販売業者に対しては、担当官がその場で直ちに口頭にての指導を行うとともに、県による指導を行い、指導に基づく改善状況の確認を行いました。

表示の欠落以外の不適正表示が判明した販売業者に対しては、事前に県と協議して定めた調査方針に基づき、疑義の確定及び発生原因の究明を行いました。

その結果、販売業者に発生原因があると認められた26業者に対して都道府県より指導等を行いました。

(表6) 不適正表示の措置状況(単純な表示欠落に対する措置を除く。)

措 置	合 計	広 域	県 域
指 示	0社(0社)	0社(0社)	0社(0社)
指 導	26社(0社)	0社(0社)	26社(0社)
調 査 中	0社(0社)	0社(0社)	0社(0社)
合 計	26社(0社)	0社(0社)	26社(0社)

注1 調査中には、措置を予定しているものを含む。

注2 表中、()内は玄米の数量で内数である。